

平成 26 年度第 1 回中郷区地域協議会次第

日 時:平成 26 年 4 月 16 日(水)18 時 30 分～

場 所:中郷区総合事務所 第 4 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 避難所の再編成について

…資料 1

(2) 中郷ひばり荘について

…資料無

4 協 議

(1) 自主審議事項について

5 その他

6 閉 会

1 見直し理由

(1) 現指定避難所の課題

- ① 配置に偏りがあり、徒歩圏内に指定避難所がない地域がある。
- ② 避難所として不適切な施設がある（被災の恐れを検証が不十分）。
- ③ 避難所初動対応（開設）職員を配置しているが、大規模災害時に対応職員確保に懸念がある。
- ④ 避難所の開設等に係る地域（町内会、自主防災組織）の協力体制の構築が必要である。

(2) 災害対策基本法の改正（H25. 6. 21 公布、避難所に関する法施行 H26. 4. 1）

市町村に「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の事前指定を義務付け（法第 49 条の 4～9）

区分	指定緊急避難場所	指定避難所
機能	法に規定する災害に対して、当該災害の危険から緊急に逃れるための施設又は場所。	被災者等が一定期間滞在又は物資の配布を受けるための施設。
基準	法に規定する災害に対して、安全区域内である又は安全な構造である施設又は場所。	想定される災害、人口の状況を勘案のうえ、良好な生活環境が確保できる施設。
その他	指定緊急避難場所と指定避難所とは相互に兼ねることができる。	

※ 指定緊急避難場所及び指定避難所の基準は、施行令（H25. 9. 26）、施行規則（H25. 10. 1）に規定されている。
 ※ 法に規定する災害 … 地震、津波、水害、土砂災害、大規模な火事、噴火に伴い発生する火災現象、原子力災害（原災法による）

2 避難所指定の考え方

指定緊急避難場所と指定避難所の指定（公共施設を優先）

(1) 指定緊急避難場所

- ① 徒歩圏内（おおむね半径 1.5km 以内）にある施設とする。
- ② 法に規定する災害に対して、被災する可能性のない施設とする。ただし、地域の状況によって、一部の災害で被災する恐れがある施設も指定緊急避難場所に指定する。この場合、被災する恐れがある災害の種類を、施設入口付近に明示する。
- ③ 大規模な火災については施設等でなく、大きな公園等の場所とする。

(2) 指定避難所

- ① 被災者等が一定期間避難生活することに適した構造及び設備を有する施設とする。
- ② 法に規定する災害に対して、被災する可能性のない施設とする。
- ③ 旧小学校区単位でのコミュニティに配慮し、原則、旧小学校区に 1 施設とする。
 ※ 地震発生時の最大想定避難者数である人口の 10% を基本に、地域の居住人口等を勘案して指定する。
 ※ 避難者収容に際しては、1 人当たり 3㎡ の面積を確保する（市地域防災計画）。
- ④ 指定緊急避難場所のうち、①～③のいずれにも該当する施設は指定避難所を兼ねる。

災害の規模・状況によって、指定避難所を集約することも検討する。（学校等の機能回復のため、避難が長期化する場合は、基幹となる指定避難所に集約）

3 見直し後の避難所

市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所（市全体）

【見直し前】

○ 指定避難所 328 か所

【見直し後（案）】

○ 指定緊急避難場所 263 か所

○ 指定避難所 126 か所

（指定緊急避難場所の内数：すべての施設が指定緊急避難場所を兼ねる）

中郷区	指定緊急避難場所 7 か所	指定避難所	解除する指定避難所 14 か所	
【見直し前】 ○ 指定避難所 21 か所 ↓ 【見直し後（案）】 ○ 指定緊急避難場所 7 か所 ○ 指定避難所（内数） 5 か所	中郷小学校（講堂棟）	○	中郷中学校（講堂棟）	片貝集会所
	中郷総合体育館	○	中郷保育園	稲荷山公民館
	はーとびあ中郷	○	中郷保健相談センター	岡川集会所
	片貝地域生涯学習センター	○	藤沢集落センター	岡沢農民研修センター
	旧岡沢小学校（講堂棟）	○	いきいきサロン	福田会館
	板橋ふれあいセンター	-	二本木会館	中郷総合運動公園
	松ヶ峯集会所	-	市屋集会所	稲荷山公民館

4 指定緊急避難場所の開設・運営体制の構築

(1) 指定緊急避難場所の開設・運営に町内会や自主防災組織、地域の方々の協力が必要不可欠

- ① 大規模災害の場合ほど、自治体の十分な支援等が避難所に届くには、かなりの時間を要する。被災状況によっては、市の職員がすぐに指定緊急避難場所へ行けない場合も想定される。
- ② 町内会や自主防災組織と開設方法や備蓄保管場所などの情報を共有することで、市の職員が開設に向かえない場合でも、地域の方の「自助・共助」により、安全を確保できる体制整備の構築を図っていく必要がある。

(2) 協力体制の構築に向けた取組

- ① 情報の共有化
 - (1) 施設の鍵の保管場所などについて、指定緊急避難場所が立地している町内の自主防災組織も情報共有し、より迅速な避難所開設を目指す。
 - (2) 情報共有のために、年 1 回、自主防災組織、施設管理者、避難所初動対応職員の顔合わせを行い「避難所情報台帳」を作成。
- ② 避難所の開設・運営に関するマニュアル整備
- ③ 避難所初動対応職員を派遣
 - (1) 指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所へ職員を派遣
 - (2) 指定緊急避難場所は、地域の自主防災組織を主体とした開設とし、市へ応援の要請があったときなどに職員を派遣

5 指定避難所への災害備蓄品の配備や応援協定の拡充

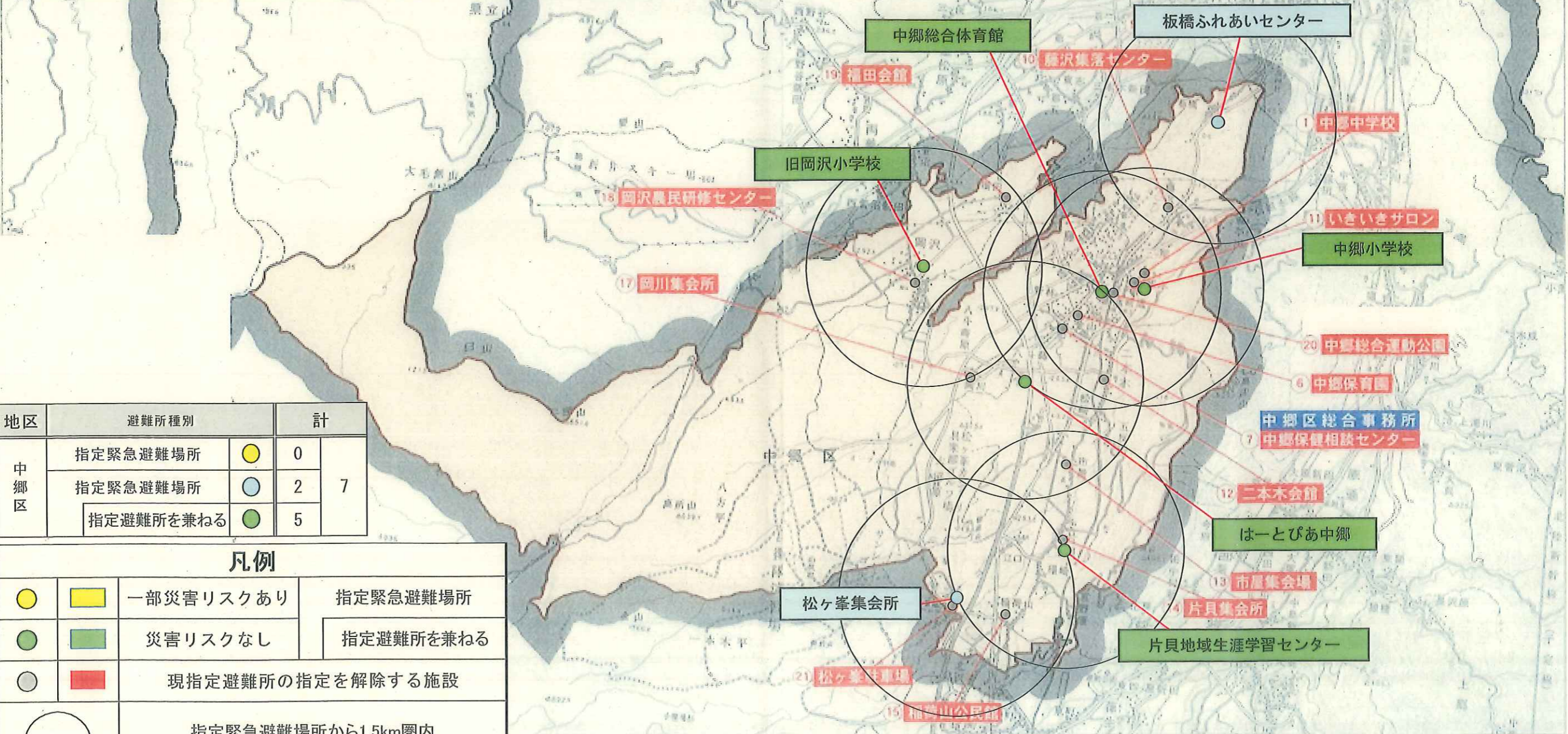
(1) 災害備蓄品の配備等の検討

- ① 原則、指定避難所に災害備蓄品を配備
- ② 災害時における必要物資の確保に向けて、民間企業等との災害時応援協定を拡充

6 スケジュール（予定）

- ・ 3月下旬～6月下旬 地域（地域協議会や町内会等）との意見交換
- ・ 7月中 地域協議会への報告
- ・ 7月下旬～8月上旬 市民周知（広報ほか）
市民防災ガイドブック（避難所マップ）の全戸配布
- ・ 8月中 避難所の切り替え

No.	避難所名	収容可能人数(人)	想定避難者数(人)	災害種類ごとの指定方針						施設管理者		災害リスク												
				地震	水害	津波	土砂災害	火山現象	大規模火災	管理者	町内会館	建物構造	階数	地震		洪水	津波	土砂災害						
														耐震化状況	築年度			土砂災害警戒区域等			土砂災害危険箇所			
																		地すべり	急傾斜地	土石流	地すべり	急傾斜地	土石流	
1	中郷小学校(講堂棟)	373	137	○	○	—	□	—	—	市	—	SRC造	1	○	H	5	—	—	—	未	—	—	▲	—
2	中郷総合体育館	571	125	○	○	—	○	—	—	市	—	RC造	2	○	S	62	—	—	—	—	—	—	—	—
3	はーとぴあ中郷	161	17	○	○	—	—	—	—	市	—	RC造	2	○	H	10	—	—	—	—	—	—	—	—
4	片貝地域生涯学習センター	195	83	○	○	—	—	—	—	市	—	SRC造	1	○	H	2	—	—	—	—	—	—	—	—
5	旧岡沢小学校(講堂棟)	232	70	○	○	—	○	—	—	市	—	SRC造	1	○	H	7	—	—	—	—	—	—	—	—
6	板橋ふれあいセンター	50	12	○	○	—	—	—	—	市	○	木造	2	○	H	7	—	—	—	—	—	—	—	—
7	松ヶ峯集会所	16	7	○	○	—	○	—	—	市	○	S造	2	○	H	15	—	—	—	—	—	—	—	—



地区	避難所種別	計
中郷区	指定緊急避難場所	0
	指定緊急避難場所	2
	指定避難所を兼ねる	5
		7

凡例

●	一部災害リスクあり	指定緊急避難場所
●	災害リスクなし	指定避難所を兼ねる
○	現指定避難所の指定を解除する施設	
○	指定緊急避難場所から1.5km圏内 (災害時の歩行限界距離)	